平成２９年（フ）第２１２号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目221番地３
比嘉コーポ103
債務者　比嘉　　瞳
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４６号
山口県周南市羽島２丁目11番９―101号
債務者　宗東　初江
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１１１６号
北海道石狩市花川南９条３丁目92番地44
債務者　奥野谷誠一
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１５８号
札幌市白石区栄通７丁目８番18―405号
債務者　堀井美智子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７３号
札幌市豊平区中の島１条２丁目１番８―419号
債務者　井内美代子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７８号
札幌市北区北36条西３丁目２番23―802号
債務者　奥杉　直樹
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２００号
札幌市中央区南14条西７丁目２番31―101号
債務者　大輪　　烈
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４２号
札幌市豊平区平岸４条７丁目６番６―202号
債務者　梶井　直人
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７８号
岩手県花巻市西大通り２丁目18番８号　パークハイツはこざきⅡ202号、旧住所岩手県花巻市北湯口第10地割１番地
債務者　高橋　知恵
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２０３号
盛岡市東山１丁目11番23―122号
債務者　藤原　　宏
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１２０号
群馬県高崎市楽間町212番地６
債務者　高木　正雄
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２９号
群馬県高崎市上並榎町476番地１　コートアベニューＢ102号
債務者　稲沢　恭子（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３６号
三重県松阪市大黒田町756番地３、前住所大阪市旭区新森１丁目７番４―353号
債務者　門田　哲弥
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第４１２号
大阪府河内長野市清見台１丁目18番10号
債務者　花田　光秀
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２５号
堺市堺区中安井町１丁２番26号　堺陽明ハイツ103号
債務者　細木　晋也
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５３１号
堺市中区深井清水町3780番地　レインボー深井３―Ａ、前住所堺市中区八田北町10番地31　21棟203号
債務者　寶田　承昭
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５５３号
堺市中区八田北町666番地　グリーンベルノモリ101号
債務者　滝口　朋子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係